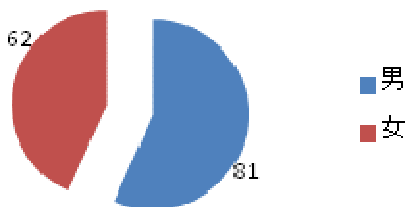


名寄市自治基本条例 アンケート結果

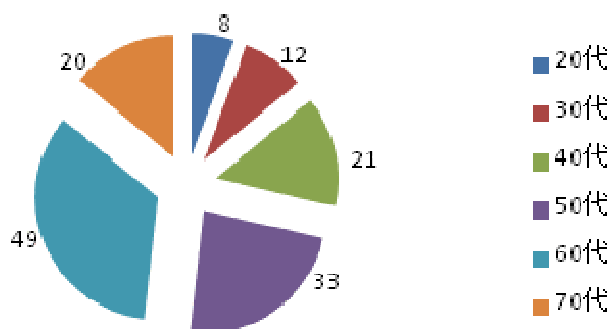
《ご本人についておたずねします》

問1 性別について、当てはまる番号に○を付けてください。

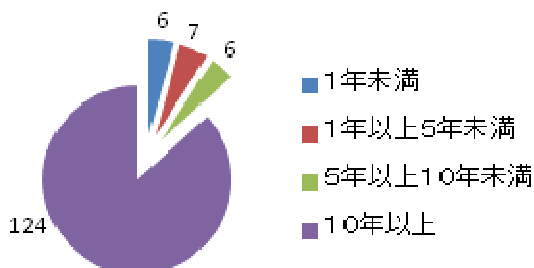


・期 間：平成 26 年 11 月 17 日
 ～12 月 19 日
 ・配布数：1,000 件
 ・回 答：143 件
 （郵送 125 件、インターネット 18 件）

問2 あなたは、平成 26 年（2014 年）1 1 月 1 日現在で何歳ですか。

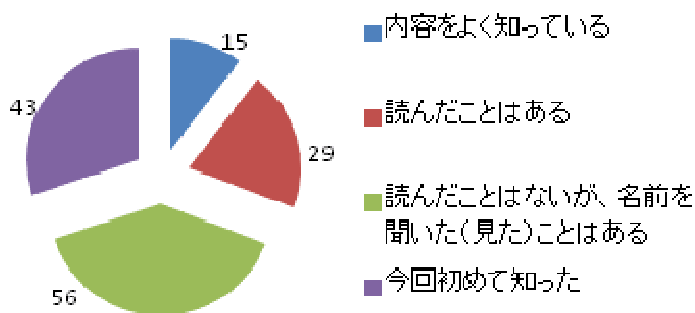


問3 あなたは、名寄市にお住まいになってどのくらいになりますか。当てはまる番号に○を付けてください（※名寄市にお住まいになっている方におたずねします。）



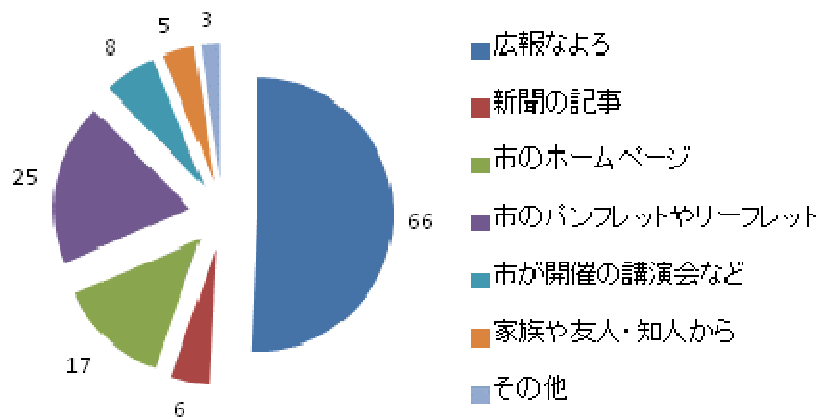
《名寄市自治基本条例についておたずねします》

問4 「名寄市自治基本条例」（以下では、条例と言います。）を知っていますか。当てはまる番号に1つだけ○を付けてください。



問5 条例を何から知りましたか。当てはまるもの全てに○を付けてください。

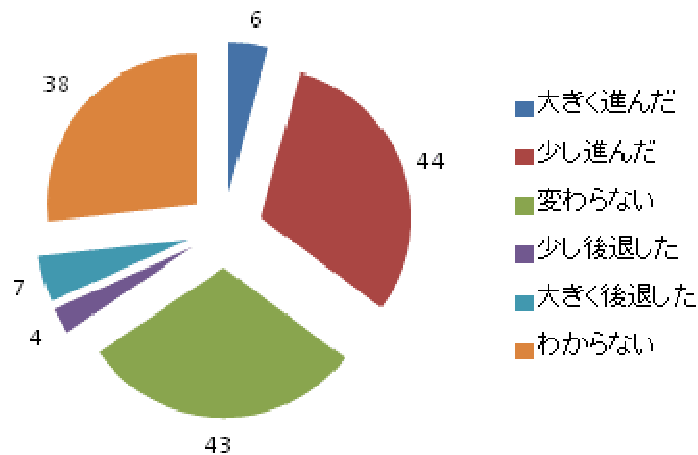
(※問4で1～3のいずれかを回答した方におたずねします。)



その他意見 ● アンケートに同封されたパンフレット

問6 条例は、平成22年4月に施行して、平成26年度で5年目になります。この間、「自分たちのまちのことは自分たちで考え、決め、行動する」という市民自治によるまちづくりを実現するため、地域の安全・安心に関する取組をはじめ、環境美化など、様々な分野で市民と行政が協力してまちづくりを進めています。あなたは、この条例の目的である、まちづくりへの市民参加について、条例施行前と比べ、どの程度進んだと感じていますか。当てはまる番号に1つだけ○を付けてください。

《参考》 町内会では、環境美化活動（清掃、廃品回収など）、防災活動（防災訓練、見守りなど）、親睦活動（お祭り、既設行事など）などの取組が進められています。
また、まちづくり懇談会は町内会連合会の主催により開催されています。



《市民のまちづくりに関わる権利についておたずねします》

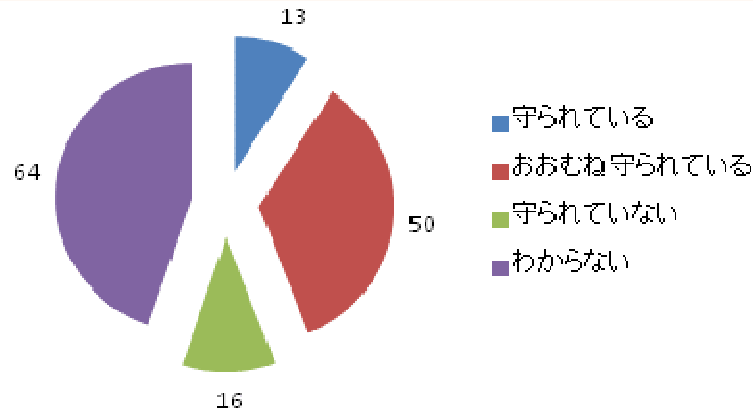
問7 条例では、「市民は、まちづくりについて考え、決定し、行動する権利」を持っているとしていますが、この権利について守られていると思いますか。当てはまる番号に1つだけ○を付けてください。

《参考》 市では、市の計画の策定などに関する委員の公募を行っています。

(例) 自治基本条例市民懇話会、総合計画策定審議会、総合計画推進市民委員会

※他にも各種委員会等で公募を行っています

市の基本的な政策となる計画や条例を策定する前に、情報を公開し、市民皆様から直接意見をいただく「パブリック・コメント」を実施しています。

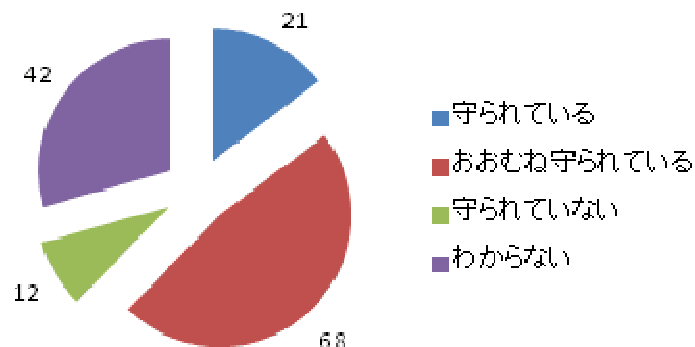


問8 条例では、「市民は、まちづくりに必要な情報を市から提供を受け、及び自ら取得する権利」を持っているとしていますが、この権利について守られていると思いますか。当てはまる番号に1つだけ○を付けてください。

《参考》 市では、まちづくりに関する情報の公開を行っています。

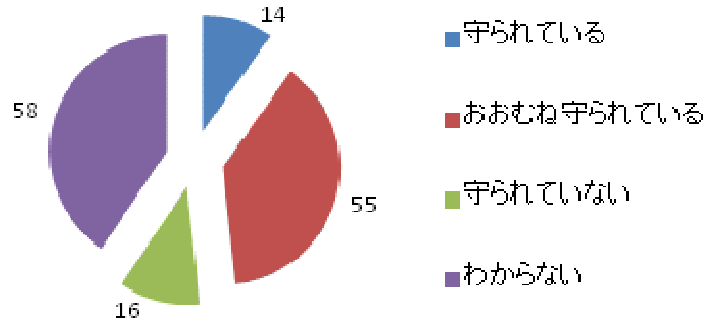
(例) 以下は情報公開の一例です

- 会議録の公表、庁議における決定事項の公開
- 情報公開コーナー等を通じた行政情報の公開
- 情報公開条例に基づく情報の公開
- 広報なよろ、ホームページ、フェイスブックを活用した情報の公開



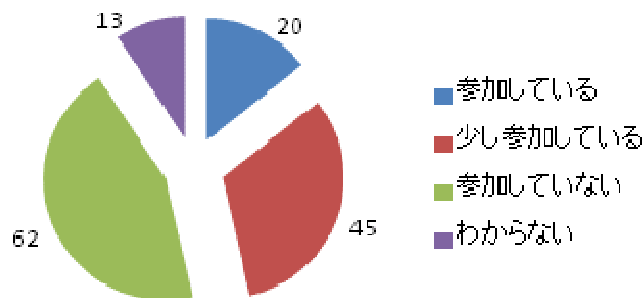
問9 条例では、「市民は、まちづくりに必要な知識を得るための学習の機会及び場を確保する権利」を持っているとしていますが、この権利について守られていると思いますか。当てはまる番号に1つだけ○を付けてください。

《参考》市では、5人以上の小グループから町内会、サークルなどからのご注文により、業務担当者がお伺いする「出前トーク」を実施しています。



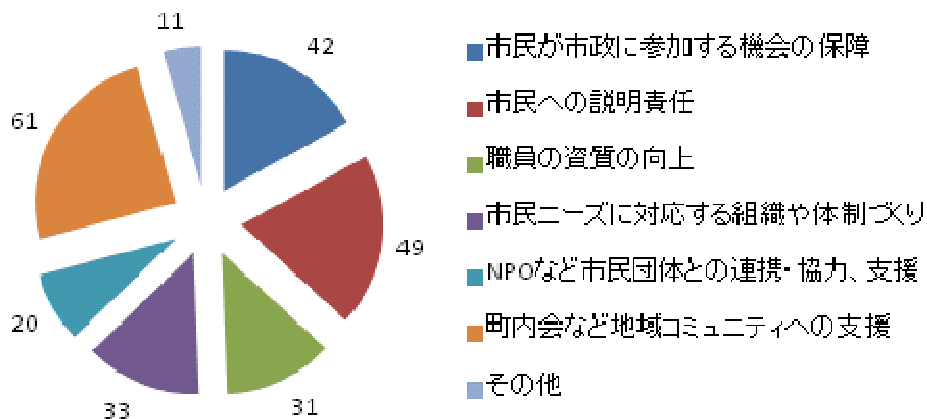
《市民の役割についておたずねします》

問10 条例では、「市民は、自らの意思により主体的にまちづくりに参加する」としていますが、あなたはまちづくりに参加していると思いますか。当てはまる番号に1つだけ○を付けてください。



《市の責務（役割）についておたずねします》

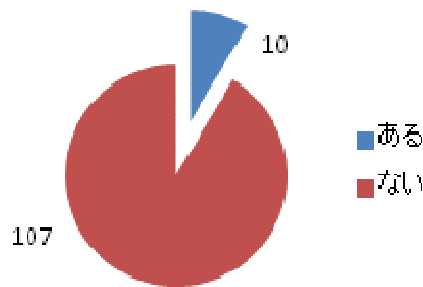
問11 市の責務（役割）として市が取り組んでいると思うものについて、当てはまる番号全てに○を付けてください。



- その他意見
- 取り組んでいると思うが、特に目に入るものがない
 - 暮らしやすいまちづくり（公共施設の設置・市内バスの運行）
 - ない
 - わからない

《条例の見直しについておたずねします》

問 12 「名寄市自治基本条例」の条文を見直す必要があると思いますか。当てはまる番号に1つだけ○を付けてください。



問 13 見直す必要がある条文と見直すべき内容をご記入ください。

- 未来への展望
- 全体的には文章がわかりにくいと思います。重複している文言が多く見られます。
(条文番号を付した修正意見はありませんでした)

問 14 条例に対するご意見・ご要望があれば、自由にお書きください。

- 今日まで広報等々で自治基本条例等が記載されていますが、あまり感心をもって目を向けたことがありません。頭から難しさを感じ取る。今後は少しでも良い条例、まちづくりに向けて行く様、私も努めたい。市民の多くの方も私のような考え方がいると思います。今後もう一層と広報、又は参加できる場で PR 等を願います。条例等は簡単に、又は大切なポイントを説明願う。
- 「名寄市自治基本条例」はまちづくりを進めるための基本ルールとうたわれているが、この条例そのものが多くの市民に浸透されているか疑問を生じる。より多くの方にさせていただくことが何を進めるうえでも必要と思うので、方策を十分に考えていただきたい。
- 今回、始めて名寄市の条例を拝見させていただきましたが、内容としては大変素晴らしいものだと思います。この条例を元によりより名寄市のまちづくりがされることを願います。
- 基本条例制定の精神は条例で十分に生かされている。改めて変えることはない。
- 特に期待していない。市が市民を守っているとは思わない。市の目線は一部の団体とかにし向いていないのでは
- 条例そのものが、5年毎に1度の総点検だけでなく、常にこの意見や役割を確認し、理解を実践し深める活動が必要だと思います。学校教育や町内会活動、ボランティアや行政、議会等が常に意識できる様な仕組みが必要だと思います。
- 条例自身がわかりづらく、答えようがありません。もう少しわかりやすい言葉で、具体的にしてほしいです。
- 特に見直す必要は感じないですが長い文章が多いので、条例の概略など、内容をわかりやすくし広く伝わっていただきたいと思います。
- 二者択一という観点から「条文の見直しは必要なし」と考えるが、条例が十分根付いたとも言い難く、特に若い世代に条例の基本理念を伝えるべく点検の活動がなされることを期待する。
- この条例はいつ頃、誰が作成されたものか？まず、目的から読ませて頂きましたが、本来の

地方自治の理念にかなった市民全体のまちづくりをめざす。本来の地方自治の理念とは何か？もっと言うと自治の理念とは？説明にある市民自治を確認するための基本原則とは？これらが理解出来ないと次に進めません。

- 現在の条例全てが守られるようになってから、より良くするために条例を変えていけばよい。
- その他執行機関とありますが具体的にどんな機関なのかの解説が必要ではないでしょうか。
- 自己満足に終わっている感が強い。市民に自治基本条例の影響やメリットを日ごろから周知する努力も必要。